

市文化施設使用料の減免について

市文化施設のメインホールについて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座席数・使用人数の制限要請等に応じて使用される場合、下記のとおり使用料の50%相当額を減免します。

記

1. 内容

芸術文化活動の継続を支援するため、令和2年6月25日から実施した「利用人数制限等を行う各施設の使用料を特例的に減免する措置」について、興行の継続開催を支援するため、令和4年度においても、引き続き、各施設のメインホールに限定し使用料を減免するもの。

2. 対象施設（詳細は各施設にお問い合わせください。）

- (1) 富山市芸術文化ホール . . . 大ホール
- (3) 富山市民プラザホール . . . アンサンブルホール
- (4) 富山能楽堂 . . . 舞台及び見所
- (5) 富山市婦中ふれあい館 . . . ふれあいホール

3. 減免対象期間（使用日）

令和2年6月25日から令和4年9月30日まで

※県の指針における「座席数等の制限」が解除された期日以降の「使用申請」は除く。

（担 当）企画管理部文化国際課

（連絡先）076-443-2040